

愛称「ぎふしん梅街道」

岐阜信金、岐阜市と命名権契約



「ぎふしん梅街道」の愛称が決まった梅林公園近くの市道＝岐阜市殿町

梅林地区の「市道神田町殿町線」710メートル

岐阜市は、同市梅林地区の市道について岐阜信用金庫（同市）とネーミングライツ（命名権）契約を結び、4月1日から愛称を「ぎふしん梅街道」にすると発表した。

した。市内の道路を対象にした命名権の契約は初めてで、市によると県内でも珍しいという。使用期間は2029年3月末まで。

愛称が決まったのは梅林公園（同市梅林南町）の西方から南東へ延びる「市道神田町殿町線」のうち、殿町2交差点から金園町7交差点までの約710メートル。4月には道路沿いに愛称が書かれた表示も立てる。命名権料は3年間で総額75万円。

市は自主財源確保を目的に企業などと公共施設の命名権契約を結んでいる。昨年8月には民間事業者側に施設を選んでもらい、市が命名権を募る「提案募集型ネーミングライツ制度」を導入しており、同制度を利用した初めての契約となった。市行政改革課の担当者

は「（市道への命名権導入は）民間事業者ならではの自由な提案。今後も民間のアイデアを生かし、命名権の推進につなげたい」と話す。

一方、同課によると、昨年9～10月に命名権を募集していた「都通歩道橋」（同市都通）は、民間事業者から事前に相談を受けたものの応募はなく、契約に至らなかったという。

（大賀由貴子）